

会議名 総務・産業建設常任委員会

日時 平成 29 年 9 月 14 日（木）午前 10 時～午前 10 時 26 分

場所 第 2、第 3 委員会室

出席議員（7 名）

委員 長 大野慎治 副委員長 櫻井伸賢 委 員 塚本秋雄
委 員 相原俊一 委 員 榊谷規子 委 員 関戸郁文
委 員 伊藤隆信

欠席議員 なし

説明員（11 名）総務部長 山田日出雄、建設部長 西垣正則、消防長 堀尾明弘、教育こども未来部長 長谷川忍

行政課長 中村定秋、同主幹 佐藤信次、同統括主査 酒井寿、都市整備課長 西村忠寿、同主幹 石黒光広、学校教育課長 石川文子、子育て支援課長 西井上剛

事務局出席 議会事務局長 尾関友康、同主事 高山智史

付議事件及び審議結果

| 議案番号 | 事件名 | 採決結果 |
|----------|------------------------------|--------------|
| 議案第 52 号 | 岩倉市公共施設再配置計画検討委員会条例の一部改正について | 賛成少数 原案否決 |

◎委員長（大野慎治君） おはようございます。

ただいまから総務・産業建設常任委員会を開催いたします。

当委員会の案件は、継続審査事項1件であります。

それでは、継続審査事項であります議案第52号「岩倉市公共施設再配置計画検討委員会条例の一部改正について」を議題とします。

質疑はございませんか。

◎副委員長（櫻井伸賢君） 条例の一部改正案でありますので、ちょっと条文の文言にこだわっていきたいなと思うんですけども、まず基本的なことで申しわけないですけど、公共施設再配置計画という言葉の中に、今回は岩倉市学校施設長寿命化計画の策定にという形で、長寿命化と入っているんですけども、公共施設再配置計画という言葉の中に長寿命化という概念は入っているのでしょうか、入っていないのでしょうか、教えてください。

◎都市整備課主幹（石黒光広君） 公共施設の再配置計画の中におきまして、長寿命化計画は入っております。包含されております。

◎副委員長（櫻井伸賢君） そうだろうなというふうに思ったんですけど、例えばもやもやとしていた中にあるのは、なぜこの一文が入ったのか。前は、保育園の懇話会がたまたま補正予算の中にあっただけからなのかという意味合いはないと思うんですけども、保育園を入れるべきなんじゃないかというような議論で補正予算の中にとすることで財務委員会まで移行したんですけども、改めて岩倉市公共施設再配置計画検討委員会条例の第3条を読むと、委員会は次に掲げる事項を所掌する。(1)岩倉市公共施設再配置計画の策定に関すること。ああ、なるほどと思います。2項として、その他なんですね、岩倉市公共施設再配置計画に関し、市長が必要と認める事項。後から認めていただければ、悪いですけども、入れられるという状態になっています。ここに何で学校の長寿命化だけ持つてくる必要があるのかなあというふうにひっかかっているんですね。

そこでお伺いをするんですけども、それじゃあこれは入れる、入れないということで、今までの公共施設再配置計画検討委員会での議論が瑕疵があることになるのかということなんですね。この条例第3条に違反するという意味で、今までの過去の委員会の議論に瑕疵が発生するのか、ちょっと教えてください。

◎行政課長（中村定秋君） 済みません、少し例規的なところもございまして、先日の財務常任委員会で少し私がこの件について発言した経過もござい

ますので、少し御説明をさせていただきます。

再配置計画と学校施設の長寿命化計画のその辺の経過については少し省略いたしますが、結果として公共施設再配置計画の策定にあわせて、今回、学校施設長寿命化計画というものと、公立保育園適正配置方針というものを作成していこうということになったというのがまず第一段階。このうち、公立保育園適正配置方針の検討につきましては、別に懇話会を設けて保育の専門家や園児の保護者、保育士の意見を聞いていこうということにしました。その懇話会については、その内容、あるいは性質等から、地方自治法に規定する附属機関には該当しないということで判断をいたしまして、予算としては謝礼、それから設置については要綱の制定という、ここが保育園の部分の前段になります。

核心部分になりますけれども、一方、学校施設長寿命化計画につきましては、これまで附属機関として設置している公共施設再配置計画検討委員会の構成員に校長先生やPTAの代表者が含まれているということから、改めて別に検討組織を設けるのではなく、公共施設再配置計画検討委員会でその学校施設長寿命化計画も御検討いただくということになったということでございます。

確かに、その他岩倉市公共施設再配置計画に関し、市長が必要と認める事項に、もともと今答弁にありましたように長寿命化計画も包含されているということですが、一応、新たな検討事項が加わって会議の開催回数もふえるということから、補正予算として報酬の増額もお願いしているということです。

そこで条例についてどうしようかというところで、内部的にもその辺については、第2号に含まれるのではないかという議論もございました。しかし、学校施設長寿命化計画は、文部科学省からも策定が要請されている一応別の計画であること。所掌事務がふえるという理由で今申し上げましたように今議会で補正予算を計上しており、ここで所掌事務として明確にするほうが予算との整合性が図れること。それから、これまで、例えば自治基本条例審議会に市民参加条例の検討を追加したとき、あるいは教育振興基本計画の推進委員会に教育に関する評価についての所掌事務を追加したときに、いずれも条例改正を行っているということから、その他に含まれてしまうのではないかというところは少しいかがなものかということで、やはり正式に議会に議案として提出をして正式な手続を踏むべきだということで判断をして、今回議案を上げさせていただいたということでございます。

これまでの委員会の議論に瑕疵があったということではないと考えていま

す。

◎副委員長（櫻井伸賢君） ありがとうございます。

それじゃあ、例規審査委員会ではこの点に関して、繰り返しになっちゃうんで申しわけないんですけども、質疑があつて今のような御答弁をされたということによろしいですね。

◎行政課長（中村定秋君） そうです。内部的にもこれは例規審査委員会でも入れるべきだという判断をしております。

◎委員長（大野慎治君） ほかに質疑はございませんか。

◎委員（梶谷規子君） 総務委員会がこのように、この前結論に至らず継続審査になってしまったということは、先ほど行政課長も言われたように、補正予算にかかわる2つの公共施設再配置計画の検討委員会の中身、保育園のことで学校のことが補正予算で計上されたんですけども、公立保育園の適正配置方針の策定事業のほうも、その策定にかかわることも入れるべきじゃないかという議論が、前の総務委員会の中では、かなりそこが入らないということが納得いかないということが話されました。

補正予算の審議の財務常任委員会の中では、公立保育園の適正配置方針というのは、やはりより専門的な講師も入る中で、ソフト面もハード面も検討していくことや、公立保育園や私立のほうの認定こども園などの保育士さん、また保護者の人たちも入っての十分な議論が必要だということで、この公共施設再配置計画検討委員会の中にそこも持ってきてしまうと、本当にメンバー的にも、また議論的にも大変な状況になる。よりこの懇話会の中できちんとした議論をしながら反映させていくことということで十分に話し合われたと思います。

そういった中で、この前の継続審議になった大きな懸念事項であった公立保育園の適正配置方針の策定もこの所掌事務の中に入れるべきじゃないかという議論は、すっきりしたんだと思います。

しかし、再配置検討協議会の中に具体的にどんなスケジュールでどのような議論の中で反映させていくのか、その懇話会の議論をどう全体のものにしていくのかというところが、より今後の議会にもきちんと報告していただきたいし、再配置計画の中にきちんと反映させていくスケジュールをもっと明確にする必要があるんだという議論がされたと思うんですが、反対に今、櫻井委員が言われたように、学校施設の長寿命化計画の策定というのもこれまで所掌事務の中に入っているんなら、別にあえていないんじゃないか。これが入っているがために、2つの中身で保育園もみたいな議論がすごい長々とされてしまつてという思いなんですけど、だから今、行政課長がより明確に

ということで入れる方向と言われましたけれども、入れる必要が、別にあえて入れなくてもいいという結論にならないのかなあとと思うんですが、再度お聞かせください。

◎行政課長（中村定秋君） ただ単により明確にということではなくて、3つ主な理由があるというふうに少し申し上げましたけれども、繰り返しになってしまいますけれども、やっぱり公共施設再配置計画の中に含まれるとはいえ、文部科学省からも策定が要請されている別の計画であることというのが1つ目であります。

それから、補正予算で今回いろいろと計上させていただいていますけれども、それとの整合を図る必要があるだろうということです。補正予算を出しておきながら、その他の中に含まれていますというのは、私どもとしてはそうじゃないんじゃないかと、やっぱりちゃんと外出しするべきじゃないかという議論があったということです。

それから、これまでも所掌事務がふえるときには条例改正を行っているということから、ただ何となくないよりあったほうがいいのかという意味で外出したわけではなくて、内部では明確にこれはやはり別に定める必要性があると、そのほうが議会に対しての説明責任も果たされるという議論で今回条例改正をお願いしているということでございます。

◎副委員長（櫻井伸賢君） いろいろお伺いをさせていただいたんで、確かに答弁をいただいたよという意味で伺うんですけれども、素人考えで非常に恐縮なんですけれども、3つの理由を今言われたよということはわかるんですが、それならば、素人考えですよ、学校施設の長寿命化計画に関することという一文を入れるんじゃないかと、それだったら、もう保育園に関する再配置検討計画の策定に関すること、集会施設に関する長寿命化計画の策定に関すること、希望の家に関する長寿命化計画の策定に関することと全てを網羅するような条立てのほうがいいんじゃないですか。素人考えですよ。

◎行政課長（中村定秋君） その点につきましては、まず保育園の適正配置方針については別に懇話会を設けてそこで意見を聞くというところですので、まずここに入れてしまうと少しわかりにくくなってしまうというところですよ。

それから、もっと羅列したほうがいいんじゃないかという話につきましては、これも繰り返しになってしまいますけれども、補正予算で今回、学校施設長寿命化計画をつくるからという理由で委託料、あるいは報酬の増額をしているということと、あと集会施設長寿命化計画というのをどこかに要請されているわけではない。学校施設長寿命化計画については、文部科学省から策定が要請されているということでございます。

◎委員長（大野慎治君） ほかに質疑はございませんか。

◎委員（梶谷規子君） 済みません。文部科学省から策定の要望がされているということが強調されるわけなんです、別に国から策定の要請がなくとも、岩倉市独自で、公共施設の再配置計画の中には当然学校施設の長寿命化の問題は必要なんだというこれまでの議論もあったんじゃないかと思うんですが、やはり国が言うからみたいなのが非常に比重を占めているような、もちろんそこで3つと言われました補正予算を出して行って、所掌事務がふえるときにはきちんと今までも出してきたというこれまでの経過もお聞きしたわけなんです、どうなんでしょう。

◎行政課長（中村定秋君） 別に強調したという意識はございません。そういう名前の計画が正式に通知として表現されているという意味でそういうものもあるということで、それだけではございません。やっぱり主な理由としては先ほどの3つ申し上げた理由でございます。

◎委員長（大野慎治君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（大野慎治君） ないようですので、質疑を終結いたします。

次に、議員間討議に入ります。

討議は必要でしょうか。

◎委員（関戸郁文君） 今の回答等を聞きまして、積極的に岩倉市学校施設長寿命化計画の策定に関することを外す理由というのは何かございますか。

◎委員長（大野慎治君） 済みません、今、誰に聞いて。

〔「皆さんに」と呼ぶ者あり〕

◎委員（梶谷規子君） 外す理由じゃなくて、あえて入れなくてもいいんじゃないかという議論になっている。

◎委員長（大野慎治君） 済みません、皆さん、議員間討議中はマイクを入れていただきますようよろしくお願いいたします。

◎委員（相原俊一君） 関戸さんのおっしゃることはよくわかるんですけども、先ほど櫻井さんのほうからも確認の発言があったように、再配置計画の中に学校の長寿命化も入っていると。最後に市長が認めるものという、その一文も入っている、そこで念を押されている、だからそれ以上のことがあっていいのかということだと私は理解したんですけども、そういうことなんですけれどもね、私は。

◎委員長（大野慎治君） ほかに発言する委員の方は挙手を。ありますか。

◎委員（塚本秋雄君） 公共施設の再配置計画、大分前からやられておると思うんですけども、もともと学校についても、平成27年には長寿命化計画

策定にかかわる手引というのがもう示されていて、それを含めた再配置計画の中で公共施設の約4割を占める学校施設でもあるし、建築後25年以上経過した建物の保有面積の約7割を学校が占めているわけだから、半分ぐらいが再配置計画の中身のものを占めていて、いわゆる公共施設、財政から見て減らしていくという検討がされているわけだから、もともと岩倉市において学校施設というのは一番重きの中での再配置計画の策定に向けて取り組んできているわけだから、入っていると私は解釈しているから、外すんじゃなくて、もう入っているという考え方であります、私は。入っていて当然だと思っています。

◎委員（関戸郁文君） 入っていて当然と私も思いますよ。思いますけれども、より明確にしたというふうな答弁があったと思うんですが、そのところはより明確にしなくていいというふうな御意見でしょうか。

◎委員（塚本秋雄君） 明確って、どういう明確。補正予算の中でやっと学校施設の長寿命化計画の経過の説明があったぐらいで、いわゆるこの総務・産業のときに明確になっていなかったんじゃないですか。

◎委員（関戸郁文君） 今、説明があった3つの理由をおっしゃられました、その理由をもって明確になったと僕は思うんですけども、明確にこれを所掌事項にするので、条例に入れるというふうな意見に対して必要ないとおっしゃられているわけですから、必要ない理由が僕にはちょっとよくわからないんですよ。もう少し明確に教えていただきたいんです。

◎委員（塚本秋雄君） 私は市の予算というのは、当初予算を組んで年間を通してやってくるわけです。今回これは途中で入ってきた補正予算です。もっと早くやるべきものじゃなかったんですか。ということは、僕は入っていたという解釈の中で再配置計画の策定の取り組みが進められてきておると思っておるわけです。こんな大きな大事なことを補正予算の中で出てきて、若干プロセスがわからない中で言われても、それが3つの中の予算を組んだからという理由が、これは議会としてはちょっとはてながつきます。

◎委員長（大野慎治君） ほかに討議すべき事項はございませんか。

〔挙手する者なし〕

◎委員長（大野慎治君） ないようですので、議員間討議を終結いたします。次に、議案に対する討論に入ります。

〔「休憩」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（大野慎治君） 暫時休憩いたします。

（休 憩）

◎委員長（大野慎治君） 休憩を閉じ再開いたします。

次に議案に対する討論に入ります。

討論はございませんか。

◎委員（塚本秋雄君） 議案第52号「岩倉市公共施設再配置計画検討委員会条例の一部改正について」、反対の立場で討論します。

本議案の改正理由としては、岩倉市公共施設再配置計画検討委員会において、岩倉市公共施設再配置計画と整合を図る必要のある岩倉市学校施設長寿命化計画の策定もあわせて行うこととするため、委員会の所掌事務に岩倉市学校施設長寿命化計画の作成に関することを加える一部改正であります。岩倉市公共施設再配置計画検討委員会にも、もともと全ての公共施設の更新、統合、複合化を含めた長寿命化に関することは既に所掌事項に入っていると判断できますので、あえて委員会の所掌事項に学校施設長寿命化計画の策定を入れる必要がないと判断し、議案第52号には反対をします。

◎委員（関戸郁文君） 岩倉市公共施設再配置計画検討委員会条例の一部改正について、賛成討論をいたします。

今回の条例改正は、岩倉市公共施設再配置計画検討委員会において、学校施設長寿命化計画の検討を行うことができるよう条例の一部改正を行うものであり、学校施設長寿命化計画については、文部科学省の解説書を参考にして業務委託をし、案として当局側が取りまとめ、それを再配置計画検討委員会で検討するものであり、条文においても学校施設長寿命化計画と明確にするものです。第3条の所掌事項については、その対象が明確になっているものについては条例に定めるべきであると考えますので、条例の改正については必要であると考えます。

以上の理由から条例の一部改正に賛同し、賛成討論といたします。

◎委員長（大野慎治君） ほかに討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（大野慎治君） 討論を終結し、採決に入ります。

議案第52号「岩倉市公共施設再配置計画検討委員会条例の一部改正について」賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

◎委員長（大野慎治君） 挙手少数であります。

採決の結果、議案第52号は賛成少数により否決すべきものと決しました。

以上で、当委員会に付託されました議案は全て議了いたしました。

なお、本日の委員会の委員長報告につきましては正・副委員長に御一任願いたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（大野慎治君） 御異議なしと認めます。

以上で総務・産業建設常任委員会を閉会いたします。お疲れさまでした。